

障がい関係各種手当

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくため、経済的負担を少しでも軽減できるように以下のような手当があります。

★特別児童扶養手当★

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給します。

- 対象者 身体障害者手帳(1・2・3級)および4級(下肢障害)または療育手帳(A)、A、B程度の方および同程度の精神障がいのある方(手帳をお持ちでない方でも、同程度の障がいがあれば対象となります)
- 手当額 1人当たり月額 1級(重度):51,450円
2級(中度):34,270円
- 支給方法 年3回(4月期・8月期・12月期)指定銀行口座に振り込みとなります。
- 支給制限 ・前年の所得が一定額以上の場合。
・児童が障がいによる公的年金を受けた場合。
・福祉施設等へ入所している場合。
- 持参物 手帳、印鑑、住民票(世帯全員)、戸籍謄本、診断書(特別児童扶養手当用)

★障害児福祉手当★

身体または精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

- 対象者 身体障害者手帳1級、療育手帳(A)程度の方
- 手当額 月額:14,580円
- 支給方法 年4回(2月・5月・8月・11月)指定銀行口座に振り込みとなります。
- 支給制限 ・前年の所得が一定額以上の場合。
・児童が障がいによる公的年金を受けた場合。
・福祉施設等へ入所している場合。
- 持参物 手帳、印鑑、診断書(障害児福祉手当用)

★難病患者見舞金★

難病疾患の方の心身の安定のため、見舞金を支給します。

- 対象者 笠間市に住所があり、茨城県が実施する難病患者に対する医療等に関する法律に基づく医療給付を受けている方(指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方)
- 手当額 月額:3,000円
- 支給方法 年2回(9月・3月)指定銀行口座に振り込みとなります。
- 持参物 指定難病特定医療費受給者証の写し、印鑑

*申請により支給されますので、新たに該当される方は、窓口までお問い合わせください。

【問い合わせおよび申請先】

社会福祉課障害グループ(内線156)
笠間支所福祉課(内線72134)
岩間支所福祉課(内線73171)

★特別障害者手当★

身体または精神の障がいが重度または重複しているなどのため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方で、認定基準に該当する方に支給します。

- 手当額 月額:26,810円
- 支給方法 年4回(2月・5月・8月・11月)指定銀行口座に振り込みとなります。
- 支給制限 ・前年の所得が一定額以上の場合。
・福祉施設等へ入所している場合。
・病院等に3カ月を越えて入院している場合。
- 持参物 手帳、印鑑、診断書(特別障害者手当用)

★笠間市在宅心身障害児福祉手当★

笠間市に居住する20歳未満の心身に重度の障がいのある児童と同居・養育している方に対して支給します。

- 手当額 月額:3,000円(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A)・A、精神保健福祉手帳1級、特別児童扶養手当1級)
月額:1,500円(身体障害者手帳3級、療育手帳B、特別児童扶養手当2級)
- 支給方法 年2回(9月・3月)指定銀行口座に振り込みとなります。
- 支給制限 ・前年の所得が一定額以上の場合。
・障害児福祉手当を受けている場合。
・福祉施設等へ入所している場合。
- 持参物 手帳または特別児童扶養手当証書、印鑑

★障害者扶養共済制度★

障がい児(者)の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児(者)に終身一定額の年金を支給する制度です。

- 対象者 1~3級の身体障害者手帳または療育手帳を所持するか、同程度の障がい(精神・難病含む)を持つ児(者)の保護者(父母・配偶者・兄弟・姉妹・祖父母・その他の親族等)で県内に住所があり、特別の病気や障がいを持たない4月1日現在65歳未満の方
- 掛金 保護者の加入時の年齢により月額9,300円~23,300円まで7段階に分かれています。
- 年金 1口加入の方:月額20,000円
2口加入の方:月額40,000円
また、保護者より先に障がい児(者)が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。
- 持参物 住民票謄本、障がいの種類・程度を証明する書類(身体障害者手帳・療育手帳等)、年金管理者指定届書(障がいのある方が年金を管理することが困難な場合)、印鑑